

4月から本格実施する子育て支援策

昨年10月からの児童手当の抜本的拡充(高校生年代にも年12万円など)に加え、

高校の授業料無償化

所得制限を撤廃

公立私立を問わず
年11万8,800円 を支給
(=公立は一律に授業料が 無償に)

共働き・共育てを応援

✓ パパの育休を当たり前に

両親ともに育休を取得した場合
手取り10割 相当を支給

例)月給30万円の方の 手取り額は約24万円
現在20万円の 支給額が24万円に

✓ 時短勤務でも給付

時短時の賃金の10%を支給
(2歳未満まで)

※ このほかにも、妊娠期から出産・子育てまで伴走型の支援を行うとともに、
妊娠時に5万円、出産前後に子どもの数×5万円を給付する仕組みが制度化されます。